

計 画 書

大月都市計画用途地域の変更（大月市決定）

大月都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	備 考 比率%
第一種低層住居 専用地域	約 69ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	19.6
第一種中高層住 居専用地域	約 1.2ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.3
第一種住居地域	約 176ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	50.1
準住居地域	約 80ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	22.8
近隣商業地域	約 7.5ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	2.1
商業地域	約 18ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	5.1
合 計	約 351.7ha	—	—	—	—	—	100.0

（種類、位置及び区域は総括図表示のとおり。）

理由

大月都市計画道路 3・6・4 号大月駅裏通り線は、大月市御太刀二丁目地内の大月駅北口駅前交通広場整備予定地から国道 139 号交差点（終点）までの間において、道路線形及び幅員について都市計画の変更を行う。

当該区間において、第一種住居地域と準住居地域の用途地域の境界は、都市計画道路の中心線と定めている。このため、都市計画道路の道路中心線の変更に伴い、用途地域の境界を変更するものである。